

広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第二十五条の規定によつて、平成二十一年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 行政文書の開示請求等の状況

(単位：件)

受付場所	区分	開示請求	任意開示の申出	合計
本庁（行政情報コーナー）		5,241	2,496	7,737
地方機関		104	0	104
警察本部（警察情報公開センター）及び警察署		144	106	250
地方独立行政法人		0	0	0
合計		5,489	2,602	8,091

注1 開示請求とは、条例第5条各号に掲げるものからの行政文書の開示の請求をいう。

2 任意開示の申出とは、条例第5条各号に掲げるもの以外のものからの行政文書の開示の申出をいう。

2 行政文書の開示請求者等の区分

(単位：件)

区分	開示請求者等の区分	件数
開示請求	県内に住所を有する者	3,396
	県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	1,686
	県内に存する事務所又は事業所に勤務する者	407
	県内に存する学校に在学する者	0
	前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	0
任意開示の申出	条例第5号各号に掲げるもの以外のもの	2,602
合計		8,091

3 実施機関別の行政文書の開示請求等の処理状況

(単位：件)

区分 実施機関	開 示 請 求										任 意 開 示 の 申 出								合 計
	請 求 件 数	処 理									申 出 件 数	処 理							
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	却 下	取 下 げ	開 示		部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	取 下 げ		
知 事	会計管理部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危機管理監	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	780	524	202	8	0	40	0	5	1	814	21	793	0	0	0	0	0	0
	企画振興局	4	0	3	1	0	0	0	0	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0
	環境県民局	205	100	100	0	0	3	0	0	2	7	5	0	0	0	2	0	0	0
	健康福祉局	433	115	261	17	0	28	2	0	10	139	53	79	0	0	3	3	1	572
	商工労働局	20	6	14	0	0	0	0	0	0	19	15	2	0	0	2	0	0	39
	農林水産局	149	54	83	0	0	9	3	0	0	16	15	1	0	0	0	0	0	165
	土木局	1,116	56	944	8	1	96	3	7	1	157	155	0	0	0	2	0	0	1,273
都市局	30	6	19	0	1	1	1	0	2	1,255	1,191	30	0	0	34	0	0	1,285	
小 計	2,737	861	1,626	34	2	177	9	12	16	2,426	1,474	905	0	0	43	3	1	5,163	
教育委員会	1,850	1,270	571	3	0	5	1	0	0	52	45	4	0	0	2	0	1	1,902	
公安委員会	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
警察本部長	142	51	49	6	7	18	7	0	4	106	28	75	0	0	1	0	2	248	
選挙管理委員会	751	70	679	1	0	1	0	0	0	15	14	0	0	0	0	0	1	766	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	1	0	3	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業の管理者	7	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	5,489	2,255	2,930	45	9	201	17	12	20	2,602	1,561	984	1	0	47	4	5	8,091	

4 不服申立ての状況

条例第7条第1項及び第2項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。 (単位：件)

区 分	件 数		処 理					
	前年度 繰越分	当 該 年度分	決 定				取 下 げ	継 続 審 理
			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下		
審 査 請 求	7	1		1		1		6
異 議 申 立 て	315	111		3	10	2	1	410

5 情報提供の状況

区 分	利 用 者 数	利 用 資 料 数
行 政 情 報 コ ー ナ ー	9,093 人	12,053 冊
警 察 情 報 公 開 セ ン タ ー	51 人	51 冊

注1 利用者数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせを行った人数の計

2 利用資料数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせがあった資料数の計